

September 12, 2019

For Immediate Release

Real Estate Investment Trust Securities Issuer  
Star Asia Investment Corporation  
Representative: Atsushi Kato, Executive Officer  
(Code: 3468)

Asset Management Company  
Star Asia Investment Management Co., Ltd.  
Representative: Atsushi Kato  
President and CEO  
Contact: Akiko Kanno  
Director and CFO  
TEL: +81-3-5425-1340

Notice Regarding Proposed Amendment of the Articles of Incorporation and Election of Directors

Star Asia Investment Corporation (“SAR”) resolved at its board of directors meeting held today to submit a proposal to SAR’s Third General Meeting of Unitholders scheduled to be held on October 30, 2019 (hereinafter referred to as the “Relevant Unitholders’ Meeting”) regarding partial amendment of the Articles of Incorporation and Election of Directors, as described below.

The following matters shall come into effect when they are approved by resolution at the Relevant Unitholders’ Meeting.

1. The main contents of partial amendment of the Articles of Incorporation and the reason for submitting the proposal

The proposed amendment is to change the description of years from the Japanese calendar notation to the Western calendar notation except when used in numbering of laws and regulations, in order to avoid having to revise notations of years used in the Articles of Incorporation due to change of era name.

(For details regarding the amendment of the Articles of Incorporation, please refer to the Attachment “Notice of Convocation of the Third General Meeting of Unitholders”(Only available in Japanese))

2. Election of Directors

Since the term of office of SAR’s Executive Director Atsushi Kato and SAR’s Supervisory Directors Masahiro Tamaki and Tatsuya Harada will expire as at the time of completion of the Relevant Unitholders’ Meeting, one executive director (Atsushi Kato) and two supervisory directors (Masahiro Tamaki and Tatsuya Harada) will be reelected at the Relevant Unitholders’ Meeting.

Furthermore, to prepare for the circumstance when there is no executive director in office or where there is a vacancy which results in a shortfall in the number of executive directors prescribed under laws and regulations, one substitute executive director (Akiko Miyazawa (maiden name and full name on duty is Akiko Kanno)) will be elected.

(For details regarding election of directors please refer to the Attachment “Notice of Convocation of the Third General Meeting of Unitholders”(Only available in Japanese))

3. Schedule for the Relevant Unitholders' Meeting

September 12, 2019	Board of Directors approves the proposal to be submitted to the Relevant Unitholders' Meeting
October 11, 2019	Send Convocation Notices for the Relevant Unitholders' Meeting (Scheduled)
October 30, 2019	Relevant Unitholders' Meeting (Scheduled)

<Attachment>

Notice of Convocation of the Third General Meeting of Unitholders (Only available in Japanese)

\* SAR HP URL: <http://starasia-reit.com>

\* SAR official YouTube channel URL: <https://www.youtube.com/channel/UCYasJn4xrns2fhyZFKMAELw>

*This is an English translation of the announcement in Japanese dated September 12, 2019. However, no assurance or warranties are given for the completeness or accuracy of this English translation.*

2019年10月11日

## 投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階  
スターアジア不動産投資法人  
執行役員 加藤 篤志

### 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年10月29日（火曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされなかった投資主様につきましては、本投資主総会における各議案に賛成されたものとみなされ、また、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

#### <現行規約抜粋>

##### 規約第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2019年10月30日（水曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号  
A-PLACE新橋駅前 AP新橋

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

---

#### 【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、代理権（代理人の資格を含みます。）を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

#### 【ご案内】

- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://starasia-reit.com/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 議案の要領及び提案の理由

今後の改元による規約の表記の修正を回避するため、法令番号を除き和暦表記から西暦表記に変更を行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<b>第9条 (招集及び開催)</b> 1. 投資主総会は <u>平成29</u> 年10月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の10月1日及びその日以後遅滞なく招集する。 2. ～5. (省略)	<b>第9条 (招集及び開催)</b> 1. 投資主総会は <u>2017</u> 年10月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の10月1日及びその日以後遅滞なく招集する。 2. ～5. (現行どおり)
制定： <u>平成27</u> 年11月25日 改定： <u>平成28</u> 年3月10日 改定： <u>平成29</u> 年10月26日	制定： <u>2015</u> 年11月25日 改定： <u>2016</u> 年3月10日 改定： <u>2017</u> 年10月26日

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員加藤篤志は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）第99条第2項及び現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2019年10月30日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年9月12日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
かとう あつし 加藤 篤志 (1964年4月22日生)	1989年4月 野村不動産株式会社 入社 2001年1月 太田昭和アーンストアンドヤング 株式会社（現EY税理士法人） 入 社 2002年12月 野村証券株式会社 入社 2010年5月 野村アセットマネジメント株式会 社 入社 同日付 野村リファ資産運用株式 会社 出向 同日付 同社代表理事副社長 2012年3月 同社 代表理事社長 2014年11月 野村証券株式会社 入社 2015年7月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2015年8月 同社 代表取締役社長（現任） 2015年12月 本投資法人 執行役員（現任）	77口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の代表取締役社長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務の全般を執行しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2019年10月30日から、本投資法人の規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年9月12日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
みやざわ あきこ 宮澤 顕子 (1969年6月14日生)  (旧姓及び 職務上の氏名： 菅野 顕子)	1992年4月 株式会社フジタ 入社 2007年1月 JWord株式会社（現GMOインサイト株式会社）入社 2011年2月 GMOインターネット株式会社 転籍 2011年8月 GMO Game Center Korea, Inc. 出向 2014年11月 GMOゲームセンター株式会社（現GMOインターネット株式会社）転籍 2015年11月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2019年4月 同社 取締役兼財務管理部長（現任）	7口

上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の取締役兼財務管理部長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員玉木雅浩及び原田辰也は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2019年10月30日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第16条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員  
の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
1	たま き まさ ひろ 玉 木 雅 浩 (1961年10月7日生)	1990年4月 司法研修所において、第44期 司法修習生として採用 1992年4月 司法修習を修了し、菊地法律 事務所（その後、菊地・玉木 法律事務所、菊地綜合法律事 務所と改称） 入所 2006年2月 玉木法律事務所 開設 2006年2月 医療法人いしどりや眼科 理 事（現任） 2008年11月 株式会社プライメックスキャ ピタル 監査役（現任） 2012年1月 株式会社ウェルスプリングイ ンベストメンツホールディン グス 監査役（現任） 2015年12月 本投資法人 監督役員（現 任）	0口



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
2	はらだ たつや 原田 辰也 (1976年10月7日生)	2002年10月 新日本監査法人（現EY新日本 有限責任監査法人） 入所 2008年3月 原田辰也公認会計士事務所開 設 2008年3月 株式会社南青山会計コンサル ティング代表取締役（現任） 2008年4月 公認会計士共同事務所MAA （現青藍公認会計士共同事務 所） 加入 2008年8月 イングロ株式会社 会計監査 人 2014年8月 イングロホールディングス株 式会社 会計監査人 2015年12月 本投資法人 監督役員（現 任） 2016年6月 全日本火災共済協同組合連合 会 会計監査人（現任）	0口

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも、現在本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

### その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 第3回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目12番9号  
A-PLACE新橋駅前4階 AP新橋  
電話 03-3571-4109



### 交通のご案内

J R	「新橋駅」(銀座口)	徒歩約1分
地下鉄	東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分
	都営浅草線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしていませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。